

砂川市規則第4号
令和8年2月16日

砂川市職員諸給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市職員諸給与条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市職員諸給与条例施行規則（昭和35年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第23条中「者を」を「ものを」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 扶養親族（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第8条に規定する扶養親族をいう。次号において同じ。）を有する者

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第23条第1号の規定は、令和7年11月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正前の砂川市職員諸給与条例施行規則の規定により令和7年11月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に支給された寒冷地手当は、改正後の砂川市職員諸給与条例施行規則の規定による寒冷地手当の内払とみなす。